

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

パートの社会保険適用基準が変わります

～ 平成28年10月1日より ～

平成28年10月1日より、特定適用事業所（同一事業主の適用事業所の被保険者数の合計が1年で6ヶ月以上501人以上となることが見込まれる）に勤務する短時間労働者は、新たな基準で健康保険・厚生年金保険の適用対象となりますが、**特定適用事業所以外の事業所に雇用される短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用基準も見直されることになりました。**雇用契約書等では適用基準を満たさなくても、実態が当該基準を上回っているような場合は資格取得の対象と判断されますので、ご注意下さい。

短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

(現行) 根拠法令等

昭和55年6月6日付け厚生省保険局
保険課長・社会保険庁医療保険部健康
保険課長・社会保険庁年金保険部厚生
年金保険課長内かん

(改正) 根拠法令等 平成28年10月1日以降

昭和55年内かんの廃止

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第75号。「適用拡大省令」)

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて(保発第0513第1号、年管管発0513第1号、平成28年5月13日)

(現行) 適用基準「4分の3基準」

(原則)

1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、同一の事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の**おおむね**4分の3以上である者

(改正) 適用基準「4分の3基準」

(原則)

1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の**1週間の**所定労働時間及び**1月間の**所定労働日数の4分の3以上である者

(例外)

所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の**おおむね**4分の3以上を満たさない者であっても、**労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して取り扱う**

『4分の3基準』の判断について

- ①就業規則、雇用契約書等に記載されている週の労働時間及び月の日数
- ②実態が上記①と乖離している場合は実際の週の労働時間及び月の日数
- ③上記②が確認できない場合は事情聴取した上で、個別判断

総合的な取扱いの廃止

資料出所：

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160518T0010.pdf>